

印 紙

広告掲載契約書

1 契約件名	ウイנק球場外野フェンス広告掲載
2 掲載場所	ウイנק球場（姫路市立姫路球場（姫路市飯田 540 番地））
3 履行期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
4 契約金額 （広告掲載料）	1 年度目 <u>330,000</u> 円（消費税及び地方消費税額含む） 2 年度目 <u>330,000</u> 円（消費税及び地方消費税額含む）
5 契約保証金	免 除

上記の契約について、姫路市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項（全 18 条）及び「ウイנק球場（姫路市立姫路球場）外野フェンス広告スポンサー募集要項」によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

甲 姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市

姫路市長 清 元 秀 泰 印

乙 所在地

事業者名

代表者職氏名 印

(契約の目的)

第1条 甲は、ウイン球場外野フェンスにおける広告掲載枠を利用する権利を乙に売渡すとともに乙の広告を掲載し、乙はこれを広告掲載のために買い受けるとともに、この契約の規定に基づき履行する。

2 前項の広告掲載枠の仕様は次のとおりとする。

広告の仕様	掲載位置：ウイン球場外野フェンス 大きさ：縦 1,500 mm×横 10,800 mm 以内 指定色等：白色の文字及び標章によるもの
-------	--

(広告の基準及び入稿)

第2条 前条第1項の規定に基づき、ウイン球場外野フェンスに掲載する広告は、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準その他甲が定める広告掲載に関する基準を満たすものとし、事前に甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の基準に反する広告及び甲の承認を得ていない広告の掲載はできない。

3 乙は、甲が指定する期日までに、甲が別途指定する看板制作業者に広告原稿を提供する。

(広告内容についての責任)

第3条 乙は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わない。

2 甲に対して第三者から、掲載された広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わない。

(広告掲載料の支払)

第4条 乙は、広告掲載料として、頭書記載の契約金額を、甲の指定する納付期限までに甲の発行する納付通知書により納付する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲の承諾を得たときは、この限りでない。(履行期限の延期)

第6条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他自然的事象その他甲又は乙の責めに帰することができない事情により、この契約に定める履行期限を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、履行期限の延期をすることができる。

2 前項の規定により履行期限の延長を行った場合は、甲又は乙は、遅延損害金を相手方に請求しないものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面により通告し、この契約を解除できる。

(1) 乙が正当な理由なくこの契約に違反したとき。

(2) この契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(3) 乙又はその代理人、使用人に重大な社会的信用失墜行為があったとき。

(4) 乙に破産の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があったとき。

(5) 第11条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出た場合で、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。

- 2 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、甲は、納付済の広告掲載料を違約金とし、乙に返還しない。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 甲は、契約の履行が完了しない間は、第1項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことで乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第8条 甲は、乙（又は乙が契約する広告主（乙が広告代理店の場合））が次の各号のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に参与している者であるとき（実質的に参与している場合を含む。）。
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者であるとき。
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあつては、役員その他経営に実質的に参与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に参与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としてしている者であるとき。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

- 2 甲は、乙が正当な理由なく、第9条第1項に規定する情報の提供を拒んだ場合は、この契約を解除することができる。
- 3 甲は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合において乙に損害が生じても、その責を負わない。
- 4 前条第2項及び第3項までの規定は、第1項又は第2項の規定による解除の場合に準用する。

（役員等に関する情報提供及び情報の利用）

第9条 甲は、乙（又は乙が契約する広告主（乙が広告代理店の場合））が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。

- 2 甲は、前項の確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。
- 3 甲は、姫路市暴力団排除条例第7条の趣旨に伴い排除対象業者を排除するため、前項の

意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

第10条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面により通告し、この契約を解除できる。

(1) 甲が正当な理由なくこの契約に違反したとき。

(2) この契約の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

2 乙は、前項の各号の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(原状回復)

第12条 乙の責めに帰すべき理由により、掲載した広告が第2条第1項に規定する広告掲載に関する基準に反する等の事情が生じ、当該広告の掲載が、社会通念上著しく公益に反すると甲が判断した場合は、乙は甲の指示に基づき自己の負担により当該広告を撤去し、原状回復しなければならない。

2 前項に関して甲に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償する。

(損害賠償)

第13条 甲は、この契約を履行するにあたり、第7条第5項及び第11条第2項に定める場合のほか甲の責に帰すべき理由によって乙に損害を与えたときは、その損害の賠償を行う。

2 乙は、第2条第2項により広告の掲載が認められなかった場合、第7条第1項の規定による解除の場合又は前条の現状回復をした場合は、甲に対して損害の賠償を請求しない。

3 乙は、この契約を履行するにあたり、前条第2項に定める場合のほか、甲に損害を与えたときは、その損害の賠償を行う。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

4 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙が自らの責任と負担をもってこれを解決する。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、その限りではない。

5 第1項、第3項ただし書及び前項ただし書の規定は、甲の指示等が不相当であることを知りながら、乙がこれを通知する等の適切な対応をしなかったときは、適用しない。

(著作権等の使用)

第14条 乙は、広告原稿の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(広告が写った写真等の利用)

第15条 甲は、乙の広告が掲載されているウイנק球場の写真又は画像データ等を事業紹介等行政目的のために他の印刷物又はホームページ等に掲載することができる。ただし、第三者の権利を侵害するおそれがある場合はこの限りではない。

2 本条の規定は、本契約の終了にかかわらず、契約終了日から5年間その効力を有する。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第17条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補足)

第18条 この契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。